

**令和6年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣旨

この実施要領は、令和6年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 委託業務の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 委託業務名 | 令和6年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和6年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結の日から令和7年3月25日(火)まで |
| (4) 委託料の上限額 | 金2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※この上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。 |

3. 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) 対面又はオンラインによる打ち合わせに参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とする団体ではないこと。
- (5) 本プロポーザルの募集開始の日から受注者決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者はないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4. プロポーザルの参加申込み

(1) 参加申込み方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書(様式第1号)を令和6年12月10日(火)17時までに富山県生活環境文化部自然保護課に提出してください。

なお、参加申込み後に事情により参加を辞退する場合は、12月12日(木)までに辞退届(様式任意)を提出してください。

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書(様式第2号)を12月5日(木)17時までに提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、12月9日(月)までに富山県ウェブサイト内の、本実施要領を掲載しているページにて公開します。

なお、次の質問については、受け付けません。

- ・ 審査基準の配点に関する質問
- ・ 他の応募者に関する質問
- ・ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) 提出先

「10.書類提出先及び連絡先」に記載のメールアドレスに提出してください。また、(1)、(2)いずれも必ず電話で到達を確認してください。

5. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類 ※いずれも様式は任意。

① 企画提案書

別紙「仕様書」を参照の上、業務の具体的な実施案を記載してください。

② 業務実施体制

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制などを記載してください。

③ 概算見積書

上記「2. (4) 委託料の上限額」の範囲内において、本委託業務を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載してください。また、経費の内訳がわかるように記載してください。

④ 業務実績

本委託業務に関連する事業の実績があれば、その概要を記載してください。

⑤ 参加者の概要がわかる資料（会社概要パンフレット等）

(2) 提出方法

電子メールにより（PDF 形式で添付）、「10. 書類提出先及び連絡先」に記載のメールアドレスに提出してください。

※電子メール送信後、必ず電話で到達を確認してください。

(3) 提出期限 令和6年12月16日（月）17時【必着】

6. 選定方法等について

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の書類の内容について、「令和6年度ツキノワグマ出没対応人材育成研修業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査基準に基づき書面審査を行い、契約候補者を選定します。

① 審査は、選定委員会で評価、採点し、別に定める最低基準を超えた提案者のうち点数の合計が最も高い提案者を当該業務に最適なものとして選定し契約候補者とします。

② 提案者が1者の場合であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が最低基準を満たす場合、その提案者を最適なものとして選定し契約候補者として選定します。

(2) 審査結果通知

審査結果は、参加者に後日書面で通知するとともに、契約候補者の名称等を富山県ウェブサイトの「公募型プロポーザル」のページで公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

7. 契約

県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結します。仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、県と契約候補者との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わない場合、審査結果において各審査員の採点の合計が次点の者（各審査員の採点の合計が、満点の50パーセントを満たしている場合に限る。）と協議することとなります。

8. その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあります。
- (2) 本プロポーザル参加に要する一切の経費は参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、原則当該提出者に帰属するものとします。ただし、採用した企画提案等の使用权は富山県に帰属するものとします。また、第三者への著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に帰属するものとします。
- (4) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。
- (5) 企画提案者は企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとします。

9. スケジュール

令和6年12月5日（木）17時	質問書の提出期限
12月10日（火）17時	参加申込書の提出期限
12月16日（月）17時	企画提案書等の提出期限
12月中旬～下旬	審査、審査結果の通知、契約候補者の決定

10. 書類提出先および連絡先

富山県 生活環境文化部 自然保護課 野生生物係

メール：ashizenhogo@pref.toyama.lg.jp

電話番号：076-444-3397（直通）